

相談支援センターむくのき

# 重要事項説明書

(指定特定相談支援・指定障害児相談支援)

この「重要事項説明書」は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業者が説明するものです。

## 1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人棕の樹福祉会
法人の所在地 (連絡先)	和歌山県橋本市高野口町名古屋724 電話：0736-43-2414 FAX：0736-43-2415 E-mail：mukunoki@crux.ocn.ne.jp
法人の代表者	理事長 堀江 和夫
法人の設立年月日	平成10年1月19日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所の指定年月日	令和元年10月1日
事業所の指定番号	3031000734 (指定特定相談支援事業) 3071000172 (指定障害児相談支援事業)
事業所の名称	相談支援センターむくのき
事業所の所在地	和歌山県橋本市高野口町名古屋724
事業所の電話番号	0736-26-7741
事業所の通常の事業 実施地域	橋本市・伊都郡・紀の川市
サービスの 主たる対象者	身体障害者 (聴覚除く) 知的障害者 精神障害者 障害児

### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	当事業所が実施する法律に基づくサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。
-------	---

運営方針	<p>1. 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>3. 自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>4. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。</p>
------	--

(3) 事業所の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までは除く。)
営業時間	午前9時から午後5時まで (ただし、午後0時から午後1時までは除く。)

(4) 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	資格
管理者	1名	常勤兼務	
相談支援専門員	1名	常勤専従	介護福祉士
相談員	1名	常勤兼務	

(5) 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>1. 従業員及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。
相談員	相談支援専門員の指揮管理のもと補助業務を行う。

### 3. 指定特定相談支援および指定障害児相談支援の提供方法および内容

#### (1) サービス利用支援

サービス等利用計画および障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）を作成します。

1	サービス内容等に関する情報提供	利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、面接を行い、心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した計画案を作成します。
4	計画案の説明・交付	計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえて計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者への説明	サービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	計画の交付	完成した計画を利用者、福祉サービス担当者に交付します。

#### (2) 継続サービス利用支援

計画の作成後、計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行います。

モニタリング及び計画の変更等	利用者、福祉サービス等の事業者と継続的に連絡を取り、モニタリングを行います。また、市町村が決定したモニタリング期間に利用者との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。
----------------	---

### 4. 利用料金

相談支援利用料金	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問してサービスを提供した場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合・・・実費 事業者の自動車を使用した場合・・・移動距離（km）×20円

## 5. 利用料金の支払い

交通費	<p>交通費について、サービスを利用した月の翌月末日までに請求しますので、請求月の翌月15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 事業者指定口座への振り込み</p>
-----	---

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6. 虐待の防止と対策

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	井川 紀幸
-------------	-------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 7. 苦情解決の体制及び手順

(1) 窓口

提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

また、当事業所では、地域住民の立場から当事業所に対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

### 【当事業所の窓口】

窓口担当者	前田 祥孝
解決責任者	井川 紀幸
受付日	月曜日から金曜日まで (ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までは除く。)
受付時間	午前9時から午後5時まで (ただし、午後0時から午後1時までは除く。)
電話番号	0736-26-7741
E-mail	mukunoki@crux.ocn.ne.jp

### 【第三者委員】

氏名／電話番号	安川 隆久 / 0736-42-4824
氏名／電話番号	石本 武臣 / 0736-43-2396

**【行政機関】**

橋本市健康福祉部福祉課障がい福祉係	0736-33-1111
かつらぎ町住民福祉課福祉係	0736-22-0300
九度山町福祉課福祉係	0736-54-2019
高野町福祉保健課福祉係	0736-56-3000
紀の川市福祉部障害福祉課	0736-77-2511

**【公的団体】**

和歌山県福祉サービス運営適正化委員会	073-435-5527
--------------------	--------------

**(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順**

以下の手順により、申出者からの話しをよく聞き、本意を的確に把握し、利用者と事業者の双方で話し合い解決できるように努めます。

- ① 相談・意見・苦情の受付
- ② ①の内容の確認
- ③ 話し合い

**8. その他**

- (1) 従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (3) この重要事項説明書に記載のある事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人棕の樹福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。